えん罪ＪＲ浦和電車区事件の上告棄却を弾劾する（声明）

最高裁判所第三小法廷は２月６日、えん罪ＪＲ浦和電車区事件の上告を「棄却」する決定を下した。我々は最高裁による不当な判決を、腹の底から弾劾する。上告から２年８ヵ月、司法の最高峰たる最高裁は、「えん罪事件」でっち上げを「強要罪」として有罪とし、あたりまえの労働組合活動を認めない判例として確定させた、まさに暴挙である。

また、この間の「国策弾圧」の糸を引きＪＲ総連・ＪＲ東労組破壊に狂奔した公安警察、それに結託した検察、長期勾留を強いてデタラメな「事実認定」で有罪判決をおこなった下級審裁判所、そして弾圧を導き擁護・悪宣伝したマスコミやＪＲ連合、さらには嶋田一味ら内部からの組織破壊者らを断じて許さない。

「事件」はＪＲ総連・ＪＲ東労組への組織破壊策動としてかけられた国策弾圧である。それは日本労働運動の中で、「平和･人権・民主主義」の旗を高々と掲げ、あたりまえの労働運動を幅広く進める組織を葬ろうという意思に貫かれている。そもそも強要・共謀などありえない。本来ならば暴力行為に適用される「強要罪」を労働組合に当てはめるという乱暴な手法に、でっち上げ事件の本質を見ることができる。そして何よりも一、二審判決に見られる「事実認定」のぶれが、事実誤認の屁理屈を積み上げたに過ぎないことを証明している。まさに上告「棄却」は、労働組合への団結権の侵害であり、労働組合活動を否定する重大な憲法違反である。

我々は、2002 年 11 月１日の７人の逮捕から９年３ヵ月、美世志会とともに 344 日間の長期勾留と闘い、「支援する会」を中心とした公判での闘いや、海外や支援弁護団も含めた広範な連帯の輪を構築し、さらに最高裁では公正・公平な審理を求める署名や 223 回にわたる要請行動など、長きにわたる闘いを展開してきた。そして反弾圧の闘いを通じ、ＪＲ総連・ＪＲ東労組の組織をより強化してきた。我々は組織破壊を目論んだ国策弾圧としての意図を、その本質において打ち砕いたのであり、闘いは勝利している。

我々は弾圧に屈せず、これからも「平和・人権・民主主義」の旗を掲げ、美世志会とともに社会正義を貫く。これまでご支援をいただいた皆様に感謝するとともに、えん罪のない社会、安全で安心して暮らせる社会をつくるために、新たな闘いのステージで、正々堂々とＪＲ総連運動を前進させるものである。

2012 年２月７日

全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）